

北海道特定不妊治療費助成事業のご案内

北海道では、不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を図ることを目的として、次のとおり特定不妊治療費助成事業を実施しており、平成23年4月から、申請1年度目の方に限り年2回を年3回に拡大し助成しています。（ただし、2年度目以後は、年2回を限度に通算5年間、通算10回は超えられません。）

○対象となる治療

- 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）が対象となります。
* 医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合についても、卵胞が発育しない等により卵採取以前に中止した場合を除き、助成の対象となります。
- なお、夫婦以外の第三者から提供を受けた精子・卵子・胚による不妊治療や、代理母、借り腹によるものは対象なりません。

○対象者

- 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断され、実際に治療を受けている方のうち、次の1から4までのすべての要件に当てはまる方です。
- ただし、同一の治療に関して他の都府県や政令指定都市、中核市から、同等の給付を受けた方又は受ける見込みの方は除きます。
 - 1 夫婦のいずれか一方が道内に住所を有すること。（札幌市、旭川市及び函館市を除く。）
 - 2 法律上の婚姻をしていること。
 - 3 知事が指定した医療機関で治療したこと。
 - 4 夫婦の前年の所得（合計額）が730万円未満であること※。（いわゆる税引前の収入のことではありません。）

※ $\text{一人分の所得} = \text{総収入金額から税法上の必要経費を引いた額（控除後の額）} - 80,000\text{円（一律）} - \text{諸控除}$
諸控除は、雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、障害者控除額（普通）、障害者控除額（特別）、勤労学生控除額の合算

○助成の内容(額及び期間)

- 1回の治療につき15万円までとし、申請1年度目は年3回、2年度目以後は年2回を限度に、通算5年間（通算10回まで）助成します。
- 1回の治療に要した費用が15万円に満たないときは、その治療に要した額となります。
 - * 「同一年度」とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間です。
 - * 「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程を指します。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた授精胚による凍結胚移植も1回とみなします。
- 保険適応されている治療は該当しません。

○助成の手続き

- 申請する方は、1回の治療が終了したごとに、速やかに居住地を所管する総合振興局・振興局保健福祉部保健行政室（道立保健所）・地域保健室（道立保健所）に申請してください。（年度内（24年度は平成25年3月29日まで）に申請しないと、当該年度の受けられる助成回数が減ってしまいます。管轄保健所は裏面参照）
- なお、24年度内までに、必要な書類の準備に時間を要するなどの特別な事情があり、申請できない場合には、24年度に属する助成回数が2回（1年度目は3回）に達しない限り、25年の5月末日までに申請することができます。ただし、25年度の助成対象（25年度の1回目）となります。

◇申請に必要な書類

- 1 特定不妊治療費助成事業申請書
- 2 特定不妊治療費助成事業受診等証明書
- 3 住民票（記載事項の省略していないもので、世帯全員分です。）
- 4 ご夫婦の前年の所得額を証明する書類（原本を持参してください。）
市町村長の発行する所得証明書、課税証明書、住民税額決定通知書等の所得額及び控除額のわかるもの（源泉徴収票は認められません。）
※ただし、1月から5月の間に行う申請の場合は、前々年の対象額。
（例えば、平成24年5月に申請する場合は、平成22年の所得を証明するものになります。）
※証明書の発行に要した費用は助成の対象なりません。
- 5 治療に係る領収書（原本を持参してください。）

- 1と2の書類は、道立保健所、指定医療機関にあります。子ども未来推進局のHPからも印刷できます。
- 申請は、窓口へ直接持参。郵送も結構です。
- 同一年度内において2回目以降の助成を受けようとする方は、左記の3、4の書類については、前回申請時に提出したものと同一場合は、添付を省略することができます。

（次ページに続く）

(前ページから続く)

詳細は、お近くの道立保健所又は北海道保健福祉部子ども未来推進局子育て支援グループ
(電話011-231-4111 内線25-770) までお問い合わせ願います。

道立保健所の管轄市町村

総合振興局・振興局	所在地	電話番号	保健所管内区域
日高振興局 保健環境部	056-0005 新ひだか町静内こうせい町2丁目8番1号	(01464) 2-0251	日高町 平取町 新冠町 新ひだか町

◇北海道では不妊に関わるご相談をお受けしています。

○不妊専門相談センター：予約制。旭川医科大学の不妊治療専門医師が担当します。

◆相談窓口：旭川医科大学病院産婦人科（旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号）電話番号：0166-68-2568

◆専門相談日：毎週火曜日 11:00～16:00 ※予約受付は月～金（10:00～16:00）

○道立保健所において、保健師が不妊による心の悩みなどについての相談をお受けします。

熱中症 ～ご存じですか？予防・対処法～

気象庁の発表では、今年の夏の平均気温は、平年並みか高いと予想されています。
熱中症の発生は7～8月がピークです。熱中症を正しく理解し、予防しましょう。

熱中症とは・・・

- 高温多湿な環境で、体の中の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調整ができなくなることで、体の中に熱がたまった状態です。
- 筋肉痛や大量の汗、さらには吐き気やだるさ、重症になると意識がなくなります。
- 気温や湿度が高いなどの環境条件と、体調が良くない、暑さに慣れていないなどの個人の体調による影響が合わさると、熱中症の発生が高まります。

熱中症の予防には、水分補給と暑さを避けることが大切です



○水分を取りましょう

日常的には水分だけでも良いですが、激しいスポーツや炎天下での作業で汗をかいた時は、一緒に塩分も取りましょう。 ※塩分や水分摂取に注意が必要な方は、かかりつけの医師に相談しましょう
のどが渴かなくてもこまめに水分を取りましょう
特に、高齢者・障がい児や障がい者の方は心がけましょう

○熱中症になりにくい室内調整をしましょう

扇風機やエアコンなどを上手に利用しましょう
こまめな換気、打ち水、すだれなどで室温が上がりにくくなります

○体調に合わせて取り組みましょう

通気性の良い、吸湿・速乾の衣類を着ましょう
保冷剤、氷、冷たいタオルなどで体を冷やしましょう

○出かけるときの準備も大切です

日傘や帽子を用いましょう
日陰に入ったり、こまめに休憩しましょう
通気性の良い、吸湿・速乾の衣類を着ましょう



熱中症は、適切な予防をすれば防ぐことができます。

熱中症になった場合も、適切な応急処置により救命することができます。

一人ひとりが、熱中症の正しい知識をもち、自分の体調の変化に気をつけるとともに、周囲の人にも気を配り、予防を呼びかけあって熱中症による健康被害を防ぎましょう。